

第1章 中間評価・見直しについて

1 中間評価・見直しの趣旨

本県では、昭和63年3月に第一次愛媛県地域保健医療計画を策定して以来、5年ごとの見直しを行い、平成30年3月に第7次愛媛県地域保健医療計画（以下、「第7次計画」という。）を策定しました。

第7次計画では、5疾病・5事業及び在宅医療について、地域の実情に応じた数値目標をそれぞれ設定しており、毎年度、愛媛県保健医療対策協議会において、年次推移・進捗状況の把握及び評価を行ってまいりました。本中間評価・見直しでは、同協議会や各疾病・事業ごとに設置した検討部会での議論を踏まえて、施策の見直しや数値目標の再設定等を行うことにより、計画の実効性を高めることを目的の一つとしています。

また、令和3年度からの3年計画として策定した愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画や令和4年度から施行する愛媛県循環器病対策推進計画など、ほかの計画との整合を図ることとしています。

そのほか、次期計画に向けた法令・指針改正が行われているため、本県において協議が整った改正事項については、計画に反映することとしました。

2 中間評価・見直しの考え方

本中間評価・見直しは、医療法第30条の6第1項に基づき実施するもので、次期計画へのつなぎとして、現行計画の方向性を基本的に維持しつつ、5疾病・5事業及び在宅医療に絞った部分的な評価・見直しを行います。

また、本中間評価・見直しは、現行計画の別冊として策定し、見直し事項については、現行計画の該当部分を変更の上適用します。

令和3年5月28日に公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、新たに医療計画に位置付けることとされた「新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項」については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めた上で、次期計画において追加することとします。

3 評価の方法

数値目標の進捗状況の評価については、第7次計画策定時の数値を基準に、次の6区分により行います。

- 目 標 達 成 : ◎
- 改善 (目標達成の見込み) : ○
- 改善 (目標不達成見込み) : ●
- 変 化 な し : △
- 悪 化 : ×
- 評 価 で き な い : -

※目標達成の見込みは、期間により按分した目標値の達成状況等により判定を行います。

4 適用期間

策定時から令和5年度まで